

議第七十八号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和六年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和六年五月八日提出

岐阜県知事 古田 肇

別紙

岐阜県条例第三十五号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。